

## 宇部市公募型指名競争入札事務処理要領

平成14年11月27日制定

### 1 趣旨

この要領は、公共工事に係る業務（宇部市建設工事等請負業者選定要綱（平成6年4月1日制定。以下「選定要綱」という。）第2条の業務をいう。以下「業務」という。）の入札に係る透明性、競争性、公平性をより確保するため、業務の規模、内容によって一定の条件を定め、簡易な技術資料の提出を求めた公募を行い、建設コンサルタント業者等の受注意欲及び技術的適性を把握した上で指名競争入札を行う、公募型指名競争入札に関する事務手続等について必要な事項を定める。

### 2 対象業務

公募型指名競争入札方式の対象業務は、次に定めるところによる。

- (1) 原則として請負設計金額が1千万円以上の業務について実施する。
- (2) 請負設計金額が1千万円未満の業務において、業務の内容等特別な理由があるときは、公募型指名競争入札を行うことができる。
- (3) 請負設計金額が1千万円以上の業務において、委託期間、業務の内容等特別な理由があるときは、事前に宇部市建設工事等請負業者指名審査委員会（以下「委員会」という。）に諮り公募型指名競争入札によらないことができる。

### 3 技術資料の公募

公募型指名競争入札方式に係る技術資料提出の公募その他の手続は、次に定めるところによる。

- (1) 技術資料提出の公募は、次に掲げる事項を、原則として入札情報公開システムに掲載するものとする。ただし、入札情報公開システムに掲載できない場合は、宇部市ウェブサイトに掲載及び契約課で閲覧に供するものとする。また、業界紙を活用して幅広く情報提供を行う。

#### ア 業務の概要

- (ア) 業務名
- (イ) 実施場所
- (ウ) 業務概要
- (エ) 委託期間

#### イ 入札参加資格

#### ウ 契約事項を示す場所

#### エ 技術資料の提出方法及び提出期間

#### オ 設計図書配布方法

#### カ 質問方法等

#### キ 入札方法等

#### ク 開札日時及び場所

ケ 落札者の決定方法

コ その他必要な事項

- (2) 公募型指名競争入札方式に係る業務の指名競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより必要な資料を添付して申請しなければならない。
- (3) (2)の規定にかかわらず、申請者が宇部市電子入札実施要領第13条第2項に規定する紙入札参加承認を得た場合において、選定要綱第7条の名簿に登録されている者にあつては、指名競争入札参加申請書(様式第1号)、共同企業体の場合にあつては共同企業体入札参加資格確認申請書(様式第1号の2)により技術資料(同種・類似業務の施工実績調書(様式第2号)及び技術者の資格・業務経験調書(様式第3号)その他必要な資料書類をいう。以下同じ。)を契約課に持参すること。
- (4) 技術資料の提出期間は、(1)により掲示を行った日(以下「公募日」という。)から10日間(初日、土日祝祭日を含む。)とする。ただし、必要と認めるときは8日間とすることができる。

#### 4 技術資料の審査及び入札参加者の選定

技術資料の提出があつたときは、次に定めるところによる。

- (1) 契約課長は、技術資料の形式審査をし、整理した上で請負設計金額が1億5千万円以上のものにあつては委員会に諮る。
- (2) 委員会は、公募の条件及び指名業者の選定に係る留意事項等により技術資料を審査し、入札参加者を選定する。
- (3) (2)及び(5)の選定に係る入札参加者の指名人数は、選定要綱第16条の指名人数のおおむね2倍以内をめどとする。
- (4) 契約課長は、(2)及び(5)の選定結果に基づき入札参加者指名調書を調製する。
- (5) 契約課長は、請負設計金額が1億5千万円未満のものにあつては、公募の条件及び指名業者の選定に係る留意事項等により技術資料の審査を行う。審査に当たっては、業務担当課長に協議するものとする。
- (6) 契約課長は、(5)の選定結果を委員会の部会に報告する。

#### 5 設計図書の配布

- (1) 設計図書の配布は、電子データの設計図書(以下「設計図書」という。)を入札情報公開システムに掲載することにより行うこととする。ただし、入札情報公開システムに掲載できない場合は、宇部市ウェブサイトに掲載及び契約課において掲示するものとする。
- (2) 設計図書の配布を希望する者は、設計図書の配布期間内に(1)の設計図書をダウンロードすること。なお、閲覧時に必要なパスワードについては、事前に契約課が通知したパスワードを用いるとともに、第三者に教示することのないよう取扱いには十分注意すること。

(3) 設計図書閲覧のためのパスワード通知が紛失等により不明となった場合はパスワード再発行申請書（様式第4号）を契約課に提出すること。

#### 6 指名及び非指名の通知並びに非指名の説明

(1) 契約課長は、指名された者に対しては指名した旨を、指名されなかった者（以下「非指名者」という。）に対しては指名しなかった旨を電子入札システムにより通知するものとする。ただし、紙入札参加承認を得た者に対しては、指名競争入札指名・非指名通知書（様式第5号）により通知する。

(2) 契約課長及び業務担当課長は、非指名者から非指名通知書に記載された日時までに、非指名理由説明申出書（様式第6号）により非指名の説明を求められたときは、これを説明するものとする。

#### 7 現場説明

現場説明については、平成14年（2002年）3月8日付け宇入第208号「指名競争入札における現場説明の取扱いについて」による。

#### 8 その他留意事項

(1) 技術資料を提出した者（以下「提出者」という。）は、受注意欲のある者とみなす。

(2) 技術資料の提出その他申請に要する費用は、すべて提出者の負担とする。

(3) 技術資料は、公募型指名競争入札の資料としての使用以外には、提出者に無断で使用してはならない。

(4) 同種・類似業務の施行実績及び技術者の資格・業務経験については、原則として過去15年に対応する年度の4月1日から公募日までとする。

#### 9 公表

公募型指名競争入札を行った場合における当該競争に参加しようとした者の商号又は名称並びに当該競争入札の非指名者の商号又は名称及びその者を指名しなかった理由を、入札執行の日の翌日から起算して1年間が経過する日まで契約課において閲覧に供することにより公表するものとする。

#### 10 入札の中止

入札参加資格を有する者の数が2に達しない場合は、当該入札は中止することがある。

#### 11 必要事項

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月1日から施行し、同日以降公募するものから適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以降公告するものから適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以降公告するものから適用する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行し、同日以降公告するものから適用する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行し、同日以降公告するものから適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行し、同日以降公告するものから適用する。